

2015年4月28日 全15頁

レバレッジ比率の告示

【金融庁告示】大手行、2015年3月末よりレバレッジ比率の算出へ

金融調査部 主任研究員
鈴木利光

[要約]

- 2015年3月12日、金融庁は、レバレッジ比率の計算方法に関する「告示」（レバレッジ比率告示）を公表している。
- レバレッジ比率とは、「リスクベースの自己資本比率に対する、簡素なノンリスクベースの補完的指標」を指す。バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、2010年12月に公表した「バーゼルⅢ」にて、新たにレバレッジ比率をバーゼル規制（国際的な銀行の自己資本比率規制に関するガイドライン）に加えている。
- レバレッジ比率告示は、BCBSが2014年1月に公表したレバレッジ比率の最終報告（レバレッジ比率テキスト）を、我が国の法律等に落とし込むものである。
- レバレッジ比率告示の適用対象は、「国際統一基準行」である。具体的には、海外営業拠点を有する銀行、海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社、海外拠点を有する信用金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、最終指定親会社である。
- 当然のことながら、レバレッジ比率告示の内容は、レバレッジ比率テキストの内容と概ね一致している。
- 一点、留意点を挙げるとすれば、エクスポージャー額（分母）のうち、デリバティブ取引等に関する額の算出方法である。BCBSは、2017年1月を境に、カレント・エクスポージャー方式を撤廃し、新たにカウンターパーティ信用リスクエクスポージャー（CCR）の計測に係る標準的手法（SA-CCR）を導入することを決定している。そのため、レバレッジ比率のエクスポージャー額（分母）のうち、デリバティブ取引等に関する額の算出方法についても、SA-CCRをベースとしたものに移行する可能性があるといえよう。
- レバレッジ比率告示は、2015年3月31日より適用されている。

[目次]

| | |
|-------------------------|----|
| ■ 1. はじめに | 2 |
| ■ 2. レバレッジ比率告示の適用対象 | 2 |
| ■ 3. レバレッジ比率告示の概要 | 3 |
| ■ 4. 連結の範囲 | 3 |
| ■ 5. 資本（分子）の定義 | 3 |
| ■ 6. エクスポージャー額（分母）の計測方法 | 4 |
| ■ 7. 実施時期 | 14 |
| ■ 8. おわりに | 15 |

1. はじめに

2015年3月12日、金融庁は、レバレッジ比率¹の計算方法に関する「告示」²（以下、「レバレッジ比率告示」）を公表している³。

レバレッジ比率とは、「リスクベースの自己資本比率に対する、簡素なノンリスクベースの補完的指標」⁴を指す⁵。バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、2010年12月に公表した「バーゼルⅢ」にて、新たにレバレッジ比率をバーゼル規制（国際的な銀行の自己資本比率規制に関するガイドライン）に加えている。

レバレッジ比率告示は、BCBSが2014年1月に公表したレバレッジ比率の最終報告（以下、「レバレッジ比率テキスト」）⁶を、我が国の法律等に落とし込むものである。

本稿では、レバレッジ比率告示の概要を紹介する。

2. レバレッジ比率告示の適用対象

レバレッジ比率告示の適用対象は、「国際統一基準行」である。

具体的には、海外営業拠点を有する銀行、海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子

¹ ここでいう「レバレッジ比率」と、一般的によく用いられている「レバレッジ」は、相互に逆の方法で算出される。たとえば、「レバレッジ比率3% (=3/100) 以上」は、「レバレッジ33倍 (=100/3) 以下」と言い換えることが可能である。

² 「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第五号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率」等をいう。

³ 金融庁ウェブサイト参照 (<http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20150312-2.html>)
(同サイトに「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」も掲載)

⁴ 金融庁「レバレッジ比率に係る告示案等の公表について」（2014年12月）

⁵ レバレッジ比率の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆なるほど金融 バーゼルⅢの初歩 第14回『レバレッジ比率』とは？（鈴木利光）[2014年12月8日]
(http://www.dir.co.jp/research/report/finance/basel3/20141208_009229.html)

⁶ レバレッジ比率テキストの概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆「バーゼル委、レバレッジ比率の要件緩和」（鈴木利光）[2014年2月26日]
(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140226_008262.html)

会社とする銀行持株会社、海外拠点を有する信用金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、最終指定親会社⁷である。

3. レバレッジ比率告示の概要

レバレッジ比率告示は、国際統一基準行に対し、連結レバレッジ比率の算出を求めている（単体レバレッジ比率の算出は求めている）。

連結レバレッジ比率は、バーゼルⅢの自己資本比率における「Tier 1 資本の額」（経過措置も勘案）⁸を「総エクスポージャーの額」（以下、「エクスポージャー額」）で除することによって求められる（図表 1 参照）。

図表 1 連結レバレッジ比率の計算方法

$$\text{連結レバレッジ比率} = \frac{\text{Tier 1 資本の額}}{\text{エクスポージャー額}}$$

（出所）レバレッジ比率告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

4. 連結の範囲

連結レバレッジ比率は、連結財務諸表に基づいて算出する。

ただし、国際統一基準行が金融子会社⁹を有する場合、当該金融子会社については、「重要性の乏しいもの」¹⁰として連結の範囲から除くことはできない。

もっとも、金融子会社であっても、保険会社、少額短期保険業者、保険業を営む外国の会社については、連結の範囲に含めない。

5. 資本（分子）の定義

前記のとおり、連結レバレッジ比率の分子は、Tier 1 資本の額（経過措置も勘案）である（図

⁷ 「最終指定親会社」とは、金融商品取引法上の特別金融商品取引業者（総資産の額が 1 兆円を超える証券会社）を子会社に持つグループの頂点となるべき親会社をいう。

⁸ バーゼルⅢの自己資本比率における Tier 1 資本の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼルⅢ告示① 普通株式等 Tier 1 比率（連結）＜訂正版＞」（鈴木利光/金本悠希）[2013 年 1 月 25 日]
http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125_006730.html

◆ 「バーゼルⅢ告示② Tier 1 比率（連結）＜訂正版＞」（鈴木利光/金本悠希）[2013 年 1 月 25 日]
http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125_006731.html

⁹ 海外営業拠点を有する銀行の場合、銀行法第 16 条の 2 第 1 号から第 11 号まで、同第 13 号又は第 14 号に掲げる会社をいう。

¹⁰ 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 5 条第 2 項

表 1 参照)。

6. エクスポージャー額（分母）の計測方法

(1) エクスポージャー額（分母）の内訳

連結レバレッジ比率の分母のエクスポージャー額は、次に掲げる額を合計することにより算出する。

【エクスポージャー額（分母）の内訳】

- 一. オン・バランス資産の額
- 二. デリバティブ取引等^(※)に関する額
- 三. レポ取引等に関する額
- 四. オフ・バランス取引に関する額

(※)「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成十八年金融庁告示第十九号。以下、「自己資本比率告示」)第79条第1項等の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。

(出所) レバレッジ比率告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

前記一から四のエクスポージャー額の概要については、それぞれ (2) から (5) を参照されたい。

(2) オン・バランス資産の額

エクスポージャー額（分母）のうち、オン・バランス資産の額は、連結貸借対照表の総資産の額から、次に掲げる「控除額」の合計額を控除することにより算出する。

【オン・バランス資産の額 =
連結貸借対照表の総資産の額 - 次に掲げる控除額の合計額】

【控除額】

- ▶ 支払承諾見返勘定の額
- ▶ デリバティブ取引等に関連する資産の額^(※1)
- ▶ レポ形式の取引^(※2)に関連する資産の額^(※3)
- ▶ 次に掲げる額の合計額（自己資本比率告示における Tier 1 資本の調整項目）
 - {自己保有普通株式の額^(※4) + 意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の

額^(※5) + 少数出資金融機関等^(※6)の普通株式の額^(※7) + 「その他金融機関等」^(※8)の普通株式の額^(※9) + 無形固定資産の額^(※10) + 繰延税金資産の額^(※11) + 退職給付に係る資産の額^(※12) } - その他 Tier 1 資本不足額^(※13)

- {自己保有その他 Tier 1 資本調達手段の額^(※14) + 意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額^(※15) + 少数出資金融機関等^(※6)のその他 Tier 1 資本調達手段の額^(※16) + 「その他金融機関等」^(※7)のその他 Tier 1 資本調達手段の額^(※17) } - Tier 2 資本不足額^(※18)

▶ 内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における、当該期待損失額の合計額から適格引当金の合計額を控除した額

(※1) デリバティブ取引等により生じる債権額及びデリバティブ取引等に関連して差し入れた証拠金の対価の額をいい、デリバティブ取引等により生じた未収利息の額を除く。

(※2) 担保付で行う証券の貸借取引及び証券の買戻又は売戻条件付売買をいう（自己資本比率告示第 1 条第 11 号等参照）。

(※3) レポ形式の取引により生じる資産のうち、現金の受取債権の額（「買現先勘定」、「債券貸借取引支払保証金」及びこれに類する勘定科目）又は受領した証券の額（受領した有価証券を銀行がバランスシート上資産として認識している場合が該当。レバレッジ比率テキストの paragraph 33 及び脚注 21 参照）をいい、レポ形式の取引により生じた未収利息の額を除く。

(※4) 自己資本比率告示第 5 条第 2 項第 2 号・第 8 条第 4 項第 1 号等参照

(※5) 自己資本比率告示第 5 条第 2 項第 3 号・第 8 条第 6 項第 1 号等参照

(※6) 議決権割合が 10%以下の連結外金融機関等をいう（自己資本比率告示第 8 条第 7 項等参照）。

(※7) 自己資本比率告示第 5 条第 2 項第 4 号等参照

(※8) 議決権割合が 10%超の連結外金融機関等をいう（自己資本比率告示第 8 条第 8 項等参照）。

(※9) 普通株式等 Tier 1 資本の 10%を超える部分に限る（自己資本比率告示第 8 条第 9 項第 1 号等参照）。

(※10) モーゲージ・サービシング・ライツ（回収サービス権のうち住宅ローンに係るものをいう。）に該当する無形固定資産については、普通株式等 Tier 1 資本の 10%を超える部分に限る（自己資本比率告示第 5 条第 2 項第 1 号イ・同条項第 5 号・第 8 条第 9 項第 2 号等参照）。

(※11) 一時差異に係るものについては、普通株式等 Tier 1 資本の 10%を超える部分に限る（自己資本比率告示第 5 条第 2 項第 1 号ロ・同条項第 5 号・第 8 条第 9 項第 3 号等参照）。

(※12) 自己資本比率告示第 5 条第 2 項第 1 号ト等参照

(※13) 自己資本比率告示第 5 条第 2 項第 7 号・第 8 条第 14 項第 1 号等参照

(※14) 自己資本比率告示第 6 条第 2 項第 1 号等参照

(※15) 自己資本比率告示第 6 条第 2 項第 2 号・第 8 条第 6 項第 2 号等参照

(※16) 自己資本比率告示第 6 条第 2 項第 3 号等参照

(※17) 自己資本比率告示第 6 条第 2 項第 4 号等参照

(※18) 自己資本比率告示第 6 条第 2 項第 5 号・第 8 条第 14 項第 2 号等参照

(出所) レバレッジ比率告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

なお、投資信託については、オン・バランス資産に計上されている額を認識する。すなわち、ルックスルーせず、投資信託で行っているデリバティブ取引等、レポ形式の取引及びオフ・バランス取引は認識しない¹¹。

¹¹ 「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」参照

(3) デリバティブ取引等に関する額

エクスポージャー額（分母）のうち、デリバティブ取引等に関する額は、次に掲げる額の合計額である。

【デリバティブ取引等に関する額 = 次に掲げる額の合計額】

- ▶ デリバティブ取引等^(※)について算出したエクスポージャーの額
- ▶ デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額

(※) 自己の名をもって他人の計算において行うデリバティブ取引等を除く。

(出所) レバレッジ比率告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

前記のデリバティブ取引等に関する額の概要については、それぞれ①②を参照されたい。

① デリバティブ取引等について算出したエクスポージャーの額

デリバティブ取引等について算出したエクスポージャーの額は、次に掲げる額の合計額である。

【デリバティブ取引等について算出したエクスポージャーの額 = 次に掲げる額の合計額】

- a. 再構築コストの額^(※1)の合計額
- b. アドオンの額^(※2)の合計額
- c. プロテクションを提供するクレジット・デリバティブの想定元本の額^(※3)の合計額

(※1) デリバティブ取引等につき、ポジションを市場で再構築する場合に必要なコストの額（正の公正価値）をいう。

(※2) デリバティブ取引等につき、将来の時価変動によって生じると見込まれるエクスポージャーの額をいう。

(※3) 「想定元本の額」とは、デリバティブ取引等の経済効果を反映した額をいう。

(出所) レバレッジ比率告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

a. 再構築コストの額の合計額

前記 a の「再構築コストの額」は、デリバティブ取引等を時価評価することにより算出した額（当該額がゼロを下回る場合には、ゼロとする。）である。算出対象となるデリバティブ取引等が法的に有効な相対ネットティング契約¹²（ウォーク・アウェイ条項¹³を含むものを除く。）の対象である場合には、これをネット再構築コストの額¹⁴とすることができる。

¹² 当事者の一方に当該契約の対象となるデリバティブ取引等を終了させることができる事由が発生した場合において、当該契約の対象となる全てのデリバティブ取引等が行われる国及び地域で法的に有効な契約であって、当該デリバティブ取引等を一の債権又は債務とすることができる契約をいう。

¹³ 法的に有効な相対ネットティング契約において、当事者の一方に取引を終了させることができる事由が発生した場合において、一の債権となった後の額が正となった場合であっても、当該当事者の相手方が支払額を限定すること又は全く支払わないことを許容する条項をいう。

¹⁴ 法的に有効な相対ネットティング契約の対象となるデリバティブ取引等についてその単位ごとに算出した時価

ただし、次に掲げる全ての要件を満たすデリバティブ取引等については、当該額から、現金で受領した変動証拠金¹⁵の額を控除した額（ゼロを下回る場合には、ゼロとする。）とすることができる。

【現金で受領した変動証拠金の額の控除が認められるデリバティブ取引等の要件】

- ▶ 国際統一基準行又は連結子法人等が現金で受領した変動証拠金が分別管理されていないこと。 and
- ▶ デリバティブ取引等について国際統一基準行又は連結子法人等が営業日ごとに時価評価を行っており、受領した変動証拠金の額が当該時価評価により得られた額以上であること。 and
- ▶ 国際統一基準行又は連結子法人等が変動証拠金として受領した現金がデリバティブ取引等の決済通貨と同一であること。 and
- ▶ デリバティブ取引等と変動証拠金が同一の法的に有効な相対ネットリング契約の対象となるものであること。

(出所) レバレッジ比率告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

b. アドオンの額の合計額

前記bの「アドオンの額」は、「クレジット・デリバティブ以外のデリバティブ取引等」と「クレジット・デリバティブ」とで算出方法が異なる。

「クレジット・デリバティブ以外のデリバティブ取引等」¹⁶のアドオンの額は、図表2の左欄に掲げる取引の区分及び同表の中欄に掲げる残存期間の区分に応じ、それぞれ当該取引の想定元本の額に同表の右欄に定める掛目（元本を複数回交換する取引については、当該掛目に残存交換回数に乗じた値）を乗じて得た額である。

図表2 アドオンの額：クレジット・デリバティブ以外のデリバティブ取引等

| 取引の区分 | 残存期間の区分 | 掛目（× 想定元本の額） |
|-----------------|---------|--------------|
| 外国為替関連取引及び金関連取引 | 1年以内 | 1.0% |
| | 1年超5年以内 | 5.0% |
| | 5年超 | 7.5% |
| 金利関連取引 | 1年以内 | 0.0% |
| | 1年超5年以内 | 0.5% |
| | 5年超 | 1.5% |
| 株式関連取引 | 1年以内 | 6.0% |
| | 1年超5年以内 | 8.0% |
| | 5年超 | 10.0% |

を相殺した後の純額をいい、当該額がゼロを下回る場合にはゼロとする。

¹⁵ デリバティブ取引等の証拠金の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「非清算店頭デリバティブ取引の証拠金規制案」（鈴木利光）[2014年7月28日]
http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140728_008793.html

¹⁶ 同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップを除く。

| | | |
|--------------------|---------|-------|
| 貴金属関連取引（金関連取引を除く。） | 1年以内 | 7.0% |
| | 1年超5年以内 | 7.0% |
| | 5年超 | 8.0% |
| その他のコモディティ関連取引 | 1年以内 | 10.0% |
| | 1年超5年以内 | 12.0% |
| | 5年超 | 15.0% |

（注1）特定の支払期日においてその時点でのエクスポージャーを清算する構造で、かつ、当該特定の支払期日において時価がゼロになるように契約条件が再設定されるデリバティブ取引等については、次の再設定日までの期間を残存期間とみなすことができる。ただし、この場合においても、残存期間が1年超の金利関連取引に係る掛目は0.5%を下回ることができない。

（注2）取引の区分欄に掲げる取引に該当しないデリバティブ取引等は、「その他のコモディティ関連取引」として取り扱うこととする。

（出所）レバレッジ比率告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

「クレジット・デリバティブ」のアドオンの額は、図表3の左欄に掲げる原債務者の種類の区分に応じ、それぞれ当該クレジット・デリバティブの想定元本の額に同表の右欄に定める掛目を乗じて得た額である。

図表3 アドオンの額：クレジット・デリバティブ

| 原債務者の種類 | 掛目（× 想定元本の額） |
|----------|--------------|
| 優良債務者（※） | 5.0% |
| その他の債務者 | 10.0% |

（※）自己資本比率告示第79条の2第3項第1号口等参照

（注1）国際統一基準行又は連結子法人等がプロテクション提供者である場合の掛目とプロテクション購入者である場合の掛目は同一とする。ただし、国際統一基準行又は連結子法人等がクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション提供者である場合においては、プロテクション購入者が支払不能となった場合に、原債務者の信用事由の発生の有無にかかわらず、取引が清算されるものに限りアドオンの額を算出するものとする。この場合において、国際統一基準行又は連結子法人等は、当該アドオンの額について、取引の相手先から当該取引の約定に基づいて受け取ることとされていた額を上限とすることができる。

（注2）ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ（あらかじめ複数の法人又は資産を指定し、あらかじめ定められた信用事由がそれらについて最初に発生したときに信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するクレジット・デリバティブをいう。）については、プロテクションの対象とする複数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ（あらかじめ複数の法人又は資産を指定し、あらかじめ定められた信用事由がそれらについて二番目に発生したときに信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するクレジット・デリバティブをいう。）については、プロテクションの対象とする複数の資産のうち二番目に信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。これらの規定は、クレジット・デリバティブのうち、複数の資産をプロテクションの対象とし、当該プロテクションが当該複数の資産のうち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終了するものについて準用する。

（出所）レバレッジ比率告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

もっとも、前記bの「アドオンの額」を算出するに当たって、算出対象となるデリバティブ取引等が法的に有効な相対ネットリング契約（ウォーク・アウェイ条項を含むものを除く。）の対象である場合には、これをネットのアドオンとすることができる（図表4参照）。

図表4 アドオンの額：ネットのアドオン（法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引）

$$A_{\text{Net}} = 0.4 \times A_{\text{Gross}} + 0.6 \times \left(\frac{RC_{\text{Net}}}{RC_{\text{Gross}}} \right) \times A_{\text{Gross}}$$

(注)

- A_{Net} ：ネットのアドオン
- A_{Gross} ：グロスのアドオン（法的に有効な相対ネットティング契約の対象となるデリバティブ取引等についてその単位ごとに算出したアドオンの額（図表2・図表3参照）を合計した額）
- RC_{Net} ：ネット再構築コストの額
- RC_{Gross} ：グロス再構築コストの額（法的に有効な相対ネットティング契約の対象となるデリバティブ取引等についてその単位ごとに算出した再構築コストの額（当該額がゼロを下回る場合には、ゼロとする。）を合計した額）

(出所) レバレッジ比率告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

なお、前記 c (p.6) の「プロテクションを提供するクレジット・デリバティブの想定元本の額」を算出するにあたって、「プロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額」を控除しない場合 (p.9 の c. 参照) には、プロテクションを提供したクレジット・デリバティブのアドオンの額をゼロとすることができる。

c. プロテクションを提供するクレジット・デリバティブの想定元本の額の合計額

前記 c (p.6) の「プロテクションを提供するクレジット・デリバティブの想定元本の額」は、当該額から、「プロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額」を控除した額（当該額がゼロを下回る場合には、ゼロとする。）とすることができる。

ただし、控除することが認められる「プロテクションを購入したクレジット・デリバティブ」は、次に掲げるものに限定される。

【控除することが認められる「プロテクションを購入したクレジット・デリバティブ」】

- ▶ 参照債務が単一の債務（シングルネーム）である場合 …次に掲げる全ての要件を満たすもの
 - 国際統一基準行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブと参照組織が同一であり、参照債務の優先順位が同一又はそれよりも劣後する債務であること。 and
 - 国際統一基準行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブと残存期間が同一又はそれよりも長期であること。
- ▶ 参照債務が二以上の債務である場合 …次に掲げる全ての要件を満たすもの
 - 国際統一基準行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブの参照債務が、プロテクションを購入したクレジット・デリバティブの参照債務により完全に保全されていること。 and
 - 国際統一基準行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブ

ブと残存期間が同一か、それよりも長期であること。

(出所) レバレッジ比率告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

また、プロテクションを提供するクレジット・デリバティブを時価評価することによって（レバレッジ比率の分子の）Tier 1 資本の額が減少している場合には、当該減少額についても、プロテクションを提供するクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除することができる。これは、既に損失計上している分はエクスポージャー額に算入しないことを認めるということである¹⁷。

② デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額

デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額（当該デリバティブ取引等により生じる債務の額と相殺する前の額をいう。）の合計額を算出するに当たっては、当該デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額から、次に掲げる全ての要件を満たすデリバティブ取引等について現金で差し入れた変動証拠金の額¹⁸を控除することができる。

【現金で差し入れた変動証拠金の額の控除が認められるデリバティブ取引等の要件】

- ▶ 国際統一基準行又は連結子法人等が現金で差し入れた変動証拠金が分別管理されていないこと。 and
- ▶ デリバティブ取引等について国際統一基準行又は連結子法人等が営業日ごとに時価評価を行っており、差し入れた変動証拠金の額が当該時価評価により得られた額以上であること。 and
- ▶ 国際統一基準行又は連結子法人等が変動証拠金として差し入れた現金がデリバティブ取引等の決済通貨と同一であること。 and
- ▶ デリバティブ取引等と変動証拠金が同一の法的に有効な相対ネットリング契約の対象となるものであること。

(出所) レバレッジ比率告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

(4) レポ取引等に関する額

エクスポージャー額（分母）のうち、レポ取引等に関する額は、次に掲げる額の合計額であ

¹⁷ 「例えば、実質的な想定元本 100 をエクスポージャーとして計上しており、本取引から損失 20 が発生した場合、損失 20 が Tier 1 資本から控除されれば、上限である最大損失額 80 をエクスポージャーとして計上することができる。」（日本銀行/金融庁「レバレッジ比率の枠組みと開示要件に関するバーゼルⅢテキストの公表について」）

¹⁸ デリバティブ取引等の再構築コストの額がゼロを下回る場合には、当該額をゼロから差し引いた額を上限とする。

る。

【レポ取引等に関する額 = 次に掲げる額^(※)の合計額】

- レポ形式の取引における受取債権の額の合計額
- レポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額の合計額

(※) 自己の名をもって他人の計算において行うレポ形式の取引に関連する資産の額を除く。

(出所) レバレッジ比率告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

前記のレポ取引等に関する額の概要については、それぞれ①②を参照されたい。

① レポ形式の取引における受取債権の額の合計額

レポ形式の取引における現金の受取債権の額は、現金の支払債務の額と相殺する前の額をいう。ただし、当該受取債権を生じたレポ形式の取引及び現金の支払債務を生じたレポ形式の取引（以下、総称して「両取引」）が同一の取引相手と行われたものであって、当該受取債権と当該支払債務が次に掲げる全ての要件を満たす場合には、当該受取債権の額から当該支払債務の額を控除することができる（ゼロを下回る場合には、ゼロとする。）。

【相殺が認められるレポ形式の取引の要件】

- 両取引の最終清算日が同一であること。 and
- 現金の受取債権と現金の支払債務との相殺が、両取引が行われる国及び地域で有効であり、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。 and
 - 国際統一基準行又は連結子法人等の意思の通知があった場合に行われることが可能であること。 or
 - 取引の相手方の信用が毀損された場合に国際統一基準行又は連結子法人等の意思の通知なくして行われることが可能であること。
- 当事者に両取引を同時に決済する意図があること又は両取引が同一の決済の仕組みを通じて行われること。

(出所) レバレッジ比率告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

② レポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額の合計額

レポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額は、図表5の算式により得られた額である。

図表 5 レポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額：本則

$$E^* = \max(0, E - C)$$

(注)

- E^* ：個別のレポ形式の取引の相手方に対するエクスポージャーの額
- E ：個別のレポ形式の取引において相手方に提供している資産の時価の額
- C ：個別のレポ形式の取引において相手方より受領している資産の時価の額

(出所) レバレッジ比率告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

もともと、レポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額は、法的に有効な相対ネットティング契約¹⁹の対象となる全てのレポ形式の取引について、マーケット・リスク相当額の算出の対象に含まれない場合には、図表 6 の算式により得られた額とすることができる。

図表 6 レポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額：法的に有効な相対ネットティング契約の対象となる全てのレポ形式の取引がマーケット・リスク相当額の算出の対象に含まれない場合

$$E^* = \max(0, \sum_i E_i - \sum_i C_i)$$

(注)

- E^* ：法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案した後の取引の相手方に対するエクスポージャーの額
- E_i ：法的に有効な相対ネットティング契約の対象となるレポ形式の取引において相手方に提供している資産の時価の額
- C_i ：法的に有効な相対ネットティング契約の対象となるレポ形式の取引において相手方より受領している資産の時価の額

(出所) レバレッジ比率告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

また、レポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額は、法的に有効な相対ネットティング契約²⁰の対象となるレポ形式の取引のうち、一以上の取引がマーケット・リスク相当額の算出の対象に含まれる場合であっても、当該レポ形式の取引について次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、図表 6 の算式により得られた額とすることができる。

¹⁹ ここでいう「法的に有効な相対ネットティング契約」は、次に掲げる全ての要件を満たす契約をいう。

- 当事者の一方に当該契約の対象となるレポ形式の取引を終了させることができる事由が発生した場合において、他方の当事者による当該契約の対象となる全てのレポ形式の取引を適時に終了させ、かつ、一の債権又は債務とすることができ、かつ、担保の速やかな処分が可能な契約であること。 and
- 当該契約の対象となるレポ形式の取引が行われる国及び地域で法的に有効な契約であること。

²⁰ 脚注 19 に同じ。

【法的に有効な相対ネットリング契約の対象となる全てのレポ形式の取引がマーケット・リスク相当額の算出の対象に含まれないとみなすための要件】

- ▶ 当該レポ形式の全てについて、国際統一基準行又は連結子法人等が営業日ごとに時価評価を行っていること。 and
- ▶ 当該一以上の取引において用いられている担保が、包括的手法における適格金融資産担保^(※)であること。

(※) 自己資本比率告示第1条第21号等参照

(出所) レバレッジ比率告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

(5) オフ・バランス取引に関する額

エクスポージャー額（分母）のうち、オフ・バランス取引に関する額は、オフ・バランス取引に係る次に掲げる額の合計額である。

【オフ・バランス取引に関する額 = オフ・バランス取引に係る次に掲げる額の合計額】

- ▶ 相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額の合計額
- ▶ 対象資産に係るエクスポージャーの額の合計額
- ▶ 証券化エクスポージャーの額の合計額

(出所) レバレッジ比率告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

前記のオフ・バランス取引等に関する額の概要については、それぞれ①②③を参照されたい。

① 相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額の合計額

オフ・バランス取引に係る、相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額の合計額は、図表7の中欄に掲げるオフ・バランス取引の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げるものの想定元本の額に同表の右欄に定める掛目を乗じて得た額の合計額である。

図表7 オフ・バランス取引に関する額：相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額の合計額

| | オフ・バランス取引の区分 | 掛目 (× 想定元本の額) |
|---|---|----------------|
| 一 | 次に掲げるコミットメント (※1) イ 任意の時期に無条件で取消し可能なもの ロ 取引の相手方の信用状態が悪化した場合に意思の通知なく取消し可能なもの | 10% |
| 二 | 次に掲げる取引 イ 原契約期間が1年以下のコミットメント (※2) ロ 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務 (※3) | 20% |
| 三 | 次に掲げる取引 イ 特定の取引に係る偶発債務 (※4) ロ 短期証券引受契約 ハ 原契約期間が1年超であるコミットメント (※5) | 50% |

| | | |
|----------|------------------------|------|
| 四 | 信用供与に直接的に代替する偶発債務 (※6) | 100% |
|----------|------------------------|------|

(注) 国際統一基準行又は連結子法人等が将来においてオフ・バランス取引の実行を約している場合であって、適用可能な掛目が複数あるときは、当該複数の掛目のうち最も低いものを適用する。

(※1) 三の項口に掲げるものを除く。

(※2) 一の項及び三の項口に掲げるものを除く。

(※3) 国際統一基準行又は連結子法人等が発行又は確認したものに限る。

(※4) 二の項口に掲げるものに該当するものを除く。

(※5) 一の項及び二の項口に掲げるものを除く。

(※6) 国際統一基準行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブ並びに二の項口及び三の項口に掲げるものを除く。

(出所) レバレッジ比率告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

② 対象資産に係るエクスポージャーの額の合計額

オフ・バランス取引に係る、対象資産に係るエクスポージャーの額の合計額は、図表 8 の中欄に掲げるオフ・バランス取引の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げるものの想定元本の額に同表の右欄に定める掛目を乗じて得た額の合計額である。

図表 8 オフ・バランス取引に関する額：対象資産に係るエクスポージャーの額の合計額

| | オフ・バランス取引の区分 | 掛目 (× 想定元本の額) |
|---|---------------------------------------|----------------|
| 一 | 買戻条件付の資産売却又は求償権付の資産売却 (※1) | 100% |
| 二 | 先物資産購入、先渡預金、部分払込株式の購入又は部分払込債券の購入 (※2) | |

(※1) レボ形式の取引又は証券化エクスポージャーに該当する取引である場合を除く。

(※2) これらのオフ・バランス取引に係る取引対象資産が国際統一基準行又は連結子法人等の連結貸借対照表に計上される場合を除く。

(出所) レバレッジ比率告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

③ 証券化エクスポージャーの額の合計額

オフ・バランス取引に係る証券化エクスポージャーの額の合計額は、図表 9 の中欄に掲げる証券化エクスポージャーの区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げるものの名目額に同表の下欄に定める掛目を乗じて得た額の合計額である。

図表 9 オフ・バランス取引に関する額：証券化エクスポージャーの額の合計額

| | オフ・バランス取引の区分 | 掛目 (× 名目額) |
|---|------------------------------------|-------------|
| 一 | 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 | 10% |
| 二 | 無格付の適格流動性補完 | 50% |
| 三 | 一・二に掲げるもの以外の証券化エクスポージャー | 100% |

(出所) レバレッジ比率告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

7. 実施時期

レバレッジ比率告示は、2015年3月31日より適用されている。これは、レバレッジ比率の開

示を同日から開始することを意味する²¹。

なお、レバレッジ比率告示は、レバレッジ比率の具体的な最低水準（パーセンテージ）を規定していない。これは、BCBS が未だそれを決定していないことに因る。

すなわち、目下、BCBS は、レバレッジ比率の最低水準を「3%」として設定し、テストを行っている。その試行期間は、2013年1月から2017年1月である。そして、そのテストの結果を踏まえ、2018年1月から「第1の柱」の下での取扱いに移行する（自己資本比率と同様に、実質的に強制力を有する基準として位置づける）ことを視野に、2017年中に最終調整することとしている。

8. おわりに

以上が、レバレッジ比率告示の概要である。

当然のことながら、レバレッジ比率告示の内容は、レバレッジ比率テキストの内容と概ね一致している。

一点、留意点を挙げるとすれば、エクスポージャー額（分母）のうち、デリバティブ取引等に関する額の算出方法（p.6 参照）である。

レバレッジ比率告示は、レバレッジ比率テキストに倣い、これをバーゼルⅡのカレント・エクスポージャー方式²²をベースとして算出することとしている。

しかし、BCBS は、2017年1月を境に、カレント・エクスポージャー方式（及び標準方式²³）を撤廃し、新たにカウンターパーティ信用リスクエクスポージャー（CCR）の計測に係る標準的手法（SA-CCR）を導入することを決定している²⁴。

そのため、レバレッジ比率のエクスポージャー額（分母）のうち、デリバティブ取引等に関する額の算出方法についても、SA-CCR をベースとしたものに移行する可能性があるといえよう。

以上

²¹ 金融庁は、レバレッジ比率告示と同時に、レバレッジ比率の開示要件（以下、「レバレッジ比率開示告示」）を公表している。レバレッジ比率開示告示の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「レバレッジ比率の開示要件」（鈴木利光）[2015年4月28日]

(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150428_009678.html)

²² 自己資本比率告示第79条の2等参照

²³ 自己資本比率告示第79条の3等参照

²⁴ SA-CCR の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「カレント・エクスポージャー方式、撤廃へ」（鈴木利光）[2014年4月25日]

(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140425_008472.html)